

ご意見とそれに対する大阪府後期高齢者医療広域連合の考え方

①大阪府広域連合の背景と現状について 3件

意見（概要）	広域連合の考え方
<p>○計画内において、65歳から74歳の対象者が少ないが、注釈を付けてその理由が分かるようにすべきではないか。</p> <p>○掲載されている平均寿命・健康寿命のデータは平成25年度のものであるが、すでに平成28年度のデータが公表されている。最新データを掲載すべきである。</p> <p>○要介護認定率と健康寿命を比較した際、どのような関係性があるのか。</p>	<p>○75歳になられた方は、それまで加入していた健康保険（国民健康保険、健康保険組合、共済組合など）から脱退し、後期高齢者医療制度の被保険者となります。また、65歳から74歳で一定の障害がある方は、申請をすることで、後期高齢者医療制度へ加入できます（障害認定）。</p> <p>本計画内の65歳から74歳までの対象者は、後期高齢者医療制度に加入している被保険者であり、その説明について追記いたしました。</p> <p>○広域連合におきましても、本計画には最新の統計データを掲載すべきであると考えております。ご意見をいただきました平均寿命・健康寿命のデータにつきましては、ご指摘のとおり平成28年度データを新たに掲載いたしました。</p> <p>○介護状況につきましては、詳細なデータを掲載いたしました。</p> <p>要介護認定率が高い都道府県ほど、健康寿命が短い傾向が見られることから、今後におきましても引き続き保健事業を推進し、健康寿命の延伸につながるよう努めてまいります。</p>

②医療分析について 3件

意見（概要）	広域連合の考え方
<p>○医療費と介護費の関係性を示してほしい。</p> <p>○人工透析開始年齢の表を見ると、81歳以上が急に増加したように感じる。もう少し分かり易い</p>	<p>○大阪府は医療費、介護費とも高くなっていますが、それらはいずれも関節疾患、骨折など筋骨格系疾患に起因するものであり、医療費と介護費に密接な関係があると推察されることから、医療費の中に追記いたしました。</p> <p>○全体を5歳毎に表示し、被保険者が多い開始年齢の75歳から80歳につきましては、1歳毎の表示に改めま</p>

<p>表に改めていただきたい。また、100歳前後の透析患者が見受けられるが、この方々はどのような状況下におられるのか。</p> <p>○本計画には掲載されていないが、死亡場所の推移を見ると、病院から在宅での看取りへと変化しつつあるが、人生の最終段階における医療については、どのような状況になっているのか。</p>	<p>した。</p> <p>100歳前後の人工透析患者につきましては、開始1年未満の被保険者でした。</p> <p>○死亡場所につきましては、医療機関が平成17年をピークに、その後は減少傾向にあります。また、在宅での看取りにつきましては、ここ10年は横ばいで推移している状況であります。</p> <p>一方で、介護老人施設や老人ホームでの看取りは増えつつあります。</p> <p>人生の最終段階における医療におきましては、これまでの積極的治療から、本人の意思が尊重される、患者の意思決定支援計画（ACP（※））を反映したものへと移行しつつあります。このことから、今後の看取りの場所につきましては多様化するものと考えております。</p> <p>本計画には掲載いたしません、人生の最終段階における医療につきましては注視してまいります。</p> <p>（※） ACP…「アドバンス・ケア・プランニング」の略</p>
--	--

③これまでの保健事業について 1件

意見（概要）	広域連合の考え方
<p>○今後の保健計画を計画し推進するためには、第1期計画について考察したと思われるが、その結果明らかとなった課題等についても明記すべきである。</p>	<p>○今後の課題のみを掲載していましたが、課題整理と今後の方向性、保健事業の目的・目標を新たに掲載いたしました。</p>

④保健事業実施計画について 3件

意見（概要）	広域連合の考え方
<p>○病状となって現れる前の早期発見、早期治療により疾病の重症化を防ぐこと、また適正医療の継続により、被保険者の自立した生活の継続を支援することが重要である。</p> <p>そのためには、できるだけ多くの被保険者が定期的に健康診査を受診することで、生活習慣を見直すきっかけとしていただき、必要な医療につな</p>	<p>○広域連合といたしましては、被保険者がいつまでも元気で、自立した生活ができるよう取り組んでいる活動を支持し、元気な高齢者が増えるよう支援してまいりたいと考えており、その考え方につきまして、保健事業の目的・目標の中に明記いたしました。</p> <p>また、健康診査をはじめとした保健事業の取り組みにつきましては、被保険者の皆様に周知、徹底を図ってま</p>

<p>げていく必要があると考える。</p> <p>○事業の実施期間について、正しい表現となっているか確認していただきたい。</p> <p>○ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、平成 29 年 6 月の閣議決定で「2020 年（平成 32 年）9 月までに、使用割合を 80%とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討する。」と定められている。大阪府広域においても、この目標に合わせるべきではないか。</p> <p>また、ジェネリック医薬品の使用や普及促進については、様々な問題点や課題が指摘されている。それらも含めて取り組みを進めていただきたい。</p>	<p>いたいと考えております。</p> <p>○一部適切な表現に改めました。</p> <p>○ジェネリック医薬品の普及率向上により、医療費の適正化が図られることから、広域連合におきましても、早期の目標達成が必要であると考え、2020 年（平成 32 年）中に使用割合を 80%とする目標に改めました。</p> <p>また、ジェネリック医薬品の使用促進につきましては、ご意見を踏まえ取り組みを進めてまいりたいと考えております。</p>
--	--